

舞 鶴 総 第 42 号

平成 28 年 6 月 1 日

舞鶴市議会議長
桐 野 正 明 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 2 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 5 月 30 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 損害賠償の額

41,000 円

2 事件の概要

相手方が市道を歩行中、市の管理瑕疵により生じた路面とマンホールとの段差につまずいて転倒し、眼鏡を損傷した。

3 発生年月日

平成 28 年 5 月 1 日

4 発生場所

舞鶴市字福来地内

市道福来東線